

令和8年度沖縄県拠点こどもの居場所運営事業（北部圏域）業務委託企画 提案募集要領

本公募は、国及び県の本予算成立及び本事業に係る沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金交付決定を前提としたものであり、予算成立及び交付決定後に効力を生じるものです。国会及び県議会において予算案が否決された場合、本事業の交付決定がなされなかった場合、または交付決定額に変更があった場合などは、契約を締結しないことがありますので、あらかじめご了承ください。

沖縄こどもの貧困緊急対策事業費補助金を活用した「沖縄県拠点型こどもの居場所運営事業」の実施にあたり、委託事業者を公募し、プロポーザル方式により企画提案内容を審査し、委託事業者を決定します。

1 事業名

沖縄県拠点型こどもの居場所運営事業（沖縄こどもの貧困緊急対策事業）

2 委託業務の概要

当事業は、以下の委託業務により実施します。業務内容については、別添の「令和8年度沖縄県拠点型こどもの居場所運営事業（北部圏域）企画提案業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）をご参照ください。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 見積限度額

企画提案における見積限度額は、以下のとおり。

委託業務（北部）：30,208,000円（税込み）とする。

※企画提案にあたって提示する委託金額の上限度額であり、契約金額とは限らない。

5 応募資格

次の要件を全て満たす法人又は任意団体（以下「法人等」という。）若しくは複数の法人等からなるコンソーシアムとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。また、同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者でないこと。
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団体又は暴力団員の統制の下にある者でないこと。
- (3) 委託業務の実施にあたり、業務内容等について、県の担当者と、随時、連絡調整を行える者であること。
- (4) コンソーシアムによる企画提案を認める。その場合、要件は以下のとおりとする。
 - ① コンソーシアムを代表する事業者が企画提案を行うこと。
 - ② コンソーシアムの全ての構成員は、上記応募資格（1）から（2）の要件を満たす者であること。
 - ③ コンソーシアムを構成する事業者のいずれかが、上記応募資格（3）の要件を満たす者であること。
 - ④ コンソーシアムの構成員が、単体又は他のコンソーシアムの構成員として重複応募する者

でないこと。

- ⑤ コンソーシアムを代表する事業者は、事業目的の達成のため他の構成員との連携を密にし、委託業務の推進及び成果の達成を図るものとする。
- (5) 沖縄県内に本社又は事業所を有すること。コンソーシアムの場合は、構成員のうちいずれか1者以上がこの要件を満たすこと。
- (6) 1提案者（コンソーシアムで事業を実施する場合は1コンソーシアム）につき、企画提案は1件とする。
- (7) 県税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (8) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者についてはこれらに加入し、雇用する労働者に対し最低賃金額以上の賃金を支払っており、また、労働関係法令を遵守していること。コンソーシアムの場合は、構成員全員がこの要件を満たすこと。
- (9) 必要に応じて、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第19条1項に規定する認定を受けるための体制を整えることができること。

6 企画提案内容の要件

別添「仕様書」のとおり

7 企画提案応募スケジュール

- | | |
|---------------------|-------------------|
| (1) 企画提案公募及び質問受付開始 | 令和8年2月27日（金） |
| (2) 質問事項受付締切 | 令和8年3月6日（金）16時必着 |
| (3) 企画提案参加申込締切 | 令和8年3月13日（金）16時必着 |
| (4) 企画提案書提出締切 | 令和8年3月16日（月）16時必着 |
| (5) 選定審査会 | |
| ・ 第一次審査（書類審査） | 令和8年3月18日（水）予定 |
| ・ 最終審査（プレゼンテーション審査） | 令和8年3月23日（月）予定 |
- ※なお、上記スケジュールは変更する場合がある。

8 応募方法等

- (1) 募集要領及び仕様書の配付
沖縄県ホームページ（本委託業務の公募ページ）に掲載する。
- (2) 質問事項の受付
 - ① 受付期限：公募開始から令和8年3月6日（金）16時まで（必着）
 - ② 質問方法：「質問書」【様式1】に記入し、メールにより提出すること（必ず受信確認を行うこと。）
 - ③ 回答方法：質問のあった事項については、随時、沖縄県ホームページ（本委託業務の公募ページ）に掲載する。
- (3) 企画提案参加申込
 - ① 申込期限：令和8年3月13日（金）16時まで（必着）
 - ② 提出書類：「企画提案参加申込書」【様式2】及び「誓約書」【様式3】
※コンソーシアムの場合、「誓約書」は構成員ごとに作成すること。

- ③ 提出方法：郵送又はメールにより提出すること（メールで提出した場合は必ず受信確認を行うこと。）。

(4) 企画提案書等の提出

- ① 提出期限：令和8年3月16日（月）16時まで（必着）

② 提出書類

- ア 「企画提案応募申請書」・【様式4】
- イ 「企画提案書」・・・【任意様式】※「10 企画提案書の作成方法」参照
- ウ 「法人概要」・・・【様式5】
- エ 「業務実績」・・・【様式6】
- オ 「経費見積書」・・・【任意様式】（令和8年度～令和10年度分）
- カ 「定款、規約等」（写）
- キ 「直近2期分の財務諸表等計算書類」（写）
- ク 「コンソーシアム協定書」（※コンソーシアムの場合に限る）

③ 提出部数

上記ア及びクは1部、その他については各7部（正本1部、副本6部）

④ 提出方法

上記イからキまでの書類をA4長辺側に穴開けして一式にまとめること。

上記イの「企画提案書」は、左端を綴じA4長辺側を穴開け、適宜インデックス等を付けページ番号を付すこと。

※上記エの「業務実績」は、可能な限り実績報告書又は成果物の写しを添付すること。ただし、実績報告書又は成果物の著作権及び所有権が企画提案者に属さない場合は、著作権を有する者等に確認の上、提出すること。

- ⑤ 提出方法：持参又は郵送（到着確認が可能な手段で、提出期限までに必着。）

(5) 各書類の提出先

※下記「14 問い合わせ及び提出先」参照

9 委託事業者の選定方法

(1) 第一次審査（書類審査）

- ① 応募数が4者以上の場合は書類審査を行い、上位3者を選定する。

応募数が4社未満の場合は、書類審査は実施せず、応募資格等要件の適合を確認した上で最終審査の対象とする。

- ② 書類審査で選定された企画提案者に対して、最終審査（プレゼンテーション審査）の日時を通知し、選定されなかった提案事業者に対しては、結果のみを文書で通知する。

(2) 最終審査（プレゼンテーション審査）

- ① 提出された企画提案書等により説明を行うこと。（会場への入場は3名以内とする。）

- ② 各々の説明時間は35分間（プレゼンテーション20分以内、質疑応答15分以内）を予定している。

- ③ 最終審査は、令和8年3月23日（月）を予定しているが、募集締め切り後に提案者に対し、別途時間と場所等を連絡する。

10 企画提案書の作成方法

企画提案書は、A4版20ページ以内とし、片面印刷とすること。

企画提案書には、仕様書の「5 業務の内容」、並びに、以下の（1）審査項目及び（2）留意事項を踏まえ、具体的に記載すること。

（1）審査項目

- ① 企画提案の概要に関すること
 - ・支援対象者を取り巻く現状の認識及び委託業務を実施する際の基本コンセプトなどについて
- ② 業務実施体制について
 - ・社会福祉士等のソーシャルワークに係る専門的知識及び技術又はこれに相当する十分な経験を有する者の配置計画
 - ・キャリアコンサルタント等のキャリア形成支援に係る専門的知識及び技術を有する者の配置計画（非常勤又は再委託先での配置も可）
 - ・その他の支援体制、事務局体制及び責任管理体制等
- ③ 業務の取組手法や運営に関すること
 - ・生活支援及びキャリア形成支援等に関する具体的な手法について
 - ・支援予定者数
 - ・市町村及び関係機関等との連携・協力依頼の方法について
- ④ 業務実績について
- ⑤ 事業スケジュールについて
 - ・令和8年度における年間業務スケジュール及び令和8年度から3年間の業務実施ロードマップ計画等
- ⑥ 経費について
- ⑦ 独自プログラム等の提案について

（2）留意事項

- ① 業務実施に必要とされるスキル及び経験や資格を有する人材を配置するにあたり、従事する人材の経歴等を明記すること。
- ② 業務を統括し、円滑な業務の推進及び全体の進捗管理や外部機関及び県との連携を行う者を設定し、その活動スキームを示すこと。
- ③ 令和9年度及び令和10年度においても同事業の継続実施を予定していることから、令和8年度から令和10年度までの3ヶ年度分について提案すること。ただし、今回、委託者として契約しても、次年度以降において継続して契約することを保証するものではない。

11 企画提案に係る留意事項

- （1）企画提案は提案者1者につき1提案のみ受け付けるものとし、提出後の書き換え、差し替え及び撤回は認めない。また、提出された書類は返却しない。
- （2）虚偽の記載又は予算額を超えた企画提案は無効とする。
- （3）応募資格要件を満たさない者又は委託事業者を選定するまでの間に応募資格要件を満たさなくなった者が行った企画提案書は無効とする。
- （4）企画提案書の作成及び最終審査への参加など企画提案に要する経費については、企画提案者の負担とする。

(5) 提出された企画提案書等は、本件企画提案における選定作業以外には使用しない。

12 結果の通知

選定結果は、全ての企画提案者に対して文書で通知する。

13 契約締結時の留意事項

(1) 契約締結の手続

- ① 委託事業者を決定したときは、県は、改めて業務仕様書を作成し、沖縄県財務規則（昭和47年規則第12号）に定める随意契約の手続により、委託候補者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認した上で委託契約を締結するものとする。
- ② 委託契約の締結時に行う業務仕様書に関する協議において、企画提案内容の変更等を求めることがある。

(2) 契約保証金

契約締結の際は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の額を契約締結前に納付すること。

ただし、沖縄県財務規則第101条第2項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することがある。

14 問い合わせ及び提出先

〒900-8570 那覇市泉崎1丁目2番2号（沖縄県庁3階）

沖縄県こども未来部こども若者政策課

青少年若者育成班（担当：大城）

TEL：098-866-2100 FAX：098-869-5146

E-mail：aa031607@pref.okinawa.lg.jp